

	鳥取県公報	令和8年9月8日（火） 第9820号
		毎週火・金曜日発行

目次	
◇ 告 示	鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に規定する特定種畜の指定の解除 （580）（畜産振興課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 公共測量の実施（5件）（581～585）（県土総務課）・・・・・・・・ 2 指定居宅サービス事業の廃止の届出（586）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 3 指定介護予防サービス事業の廃止の届出（587）（Ⅱ）・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	砂利採取業務主任者試験の実施（治山砂防課）・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第580号

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例（令和2年鳥取県条例第52号）第2条第2項の規定に基づき、特定種畜を次のとおり告示する。

令和8年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名号	個体を識別する番号	指定の解除の日	備考
美鵬 2	16155－0835－6	令和8年9月1日	

鳥取県告示第581号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 作業種類 公共測量（基準点測量及び応用測量）
- 作業期間 令和8年6月15日から令和9年3月8日まで
- 作業地域 東伯郡琴浦町大字公文

鳥取県告示第582号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 作業期間 令和8年8月6日から同年11月30日まで
- 作業地域 鳥取市湖山町東一丁目

鳥取県告示第583号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 作業期間 令和8年8月6日から同年12月18日まで
- 作業地域 鳥取市田島

鳥取県告示第584号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和8年8月7日から同年12月18日まで
- 3 作業地域 鳥取市湖山町西一丁目

鳥取県告示第585号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省不動産・建設経済局地理空間情報課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和8年8月7日から令和9年1月29日まで
- 3 作業地域 米子市

鳥取県告示第586号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社山田薬局	有限会社山田薬局	米子市道笑町一丁目8	令和8年8月20日	令和8年9月30日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第587号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社山田薬局	有限会社山田薬局	米子市道笑町一丁目8	令和8年8月20日	令和8年9月30日	介護予防居宅療養管理指導

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和8年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和8年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時及び場所
 - （1）試験の日時 令和8年11月13日（金）午前10時から
 - （2）試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎 4 階第28会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	2 時間

3 受験申込手続

受験願書（出願前6月以内に撮影した正面上半身像の写真（縦6センチメートル×横4センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付すること。）及び受験票を、令和8年9月15日（火）から同年10月16日（金）までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に県土整備部河川港湾局治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、令和8年10月16日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し85円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部河川港湾局治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

（1） 受験手数料 8,000円

（2） 納付方法

受験願書及び受験票と同時に交付される納付書により、納付書裏面記載の金融機関又はコンビニエンスストアにおいて現金で納付すること。また、納付後に交付される納付済証の領収日付印欄に領収印が押印されていることを確認し、これを受験願書の裏面に貼り付けること。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験の会場において案内する。

6 その他

（1） 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

（2） 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部河川港湾局治山砂防課（電話0857-26-7378）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3862）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9779）

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2049）